

議案第18号

三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

三田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年2月18日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例

三田市手数料条例（昭和51年三田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第30号の11の表備考に次のように加える。

ウ 新築等計画の認定の申請及び法第55条第1項の規定に基づく変更認定の申請において、設計一次エネルギー消費量を建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第109号）2-3(2)ロに定める方法により算出した場合、手数料算定に係る床面積の合計は、共用部分を除いた床面積の合計とする。

別表第30号の12の表建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料の部から建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料の部までを次のように改める。

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	法第12条第1項又は法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画	法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号において「認定計画」という。）に記載された法第29条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における法第2条第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法（以下この号において「算出方法」という。）と同一の算出方法	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	103,000 円
			床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	151,000 円
	「確保計画」という。）に係る建築物エネ	う。）と同一の算出方法	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	198,000 円
			床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	239,000 円
	建築物エネ	う。）と同一の算出方法	床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	352,000 円

ルギー消費による場合（以下この性能適合性号において「他の計画判定（以下記載建築物の場合」とこの号において「適合性判定」という。）の申請に対する審査	による場合（以下この性能適合性号において「他の計画判定（以下記載建築物の場合」とこの号において「適合性判定」という。）の申請に対する審査			
	その他建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この号において「省令」という。）第1条第1項第1号ロに規定する基準（以下この号において「モデル建物基準」という。）による場合	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	264,000 円	
		床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	339,000 円	
		床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	415,000 円	
		床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	482,000 円	
		床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	644,000 円	
	その他の場合	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	563,000 円	
		床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	689,000 円	
		床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	823,000 円	
		床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	935,000 円	

			床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,187,000 円
変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定に対する審査	他の計画記載建築物の場合	確保計画に係る非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号において同じ。)の変更しようとする部分(以下この部において「変更部分」という。)の床面積(算出方法の変更を伴う場合にあつては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。以下この号において同じ。)の合計が 300 平方メートル未満のもの	12,000 円
			変更部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円
			変更部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の部に定める金額に相当する額
			その他の場合	変更部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満(モデル建物基

			のもの	準による場合に あつては、 93,000円)
			変更部分の床面積の合計 が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満の もの	388,000 円 (モデル建物基 準による場合 にあつては、 158,000 円)
			変更部分の床面積の合計 が 2,000 平方メートル以 上のもの	変更部分の床 面積に応じ、建 築物エネルギー 消費性能適 合性判定申請 手数料の部に 定める金額に 相当する額
建築物 エネルギー 消費性能 確保計 画 変更 当 申請 手数料	建築物の エネルギー 消費性能 向上に 関する 法律施行 規則(平成 28年 国土交通 省令第5 号。以下 この号に おいて	他の計画 記載建 築物の 場合	確保計画 に係る 非住宅 部分の 変更し た部分 (以下 この部 におい て「変 更部分 」とい う。)の 床面積 の合計 が 300 平方メ ートル 未満の もの	12,000 円
			変更部分 の床面 積の合 計が 300 平方メ ートル 以上 2,000 平方メ ートル 未満の もの	35,000 円

「施行規則」という。)第11条の規定に基づく確保計画の変更が施行規則第3条に規定する軽微な変更にあつては、当該旨の証明書の交付	その他の場合	変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の部に定める金額に相当する額
		変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円 (モデル建物基準による場合にあつては、93,000円)
		変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	388,000円 (モデル建物基準による場合にあつては、158,000円)
		変更部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の部に定める金額に相当する額

別表第30号の12の表建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部
その他の場合の款住宅建築物に係る基準適合認定申請である場合の項中「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)」に規定する基準(以下この号において「モデル住宅基準」という。)又は同号イ(3)及びロ(3)」に改め、「全住戸が」の次に「省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)」に規

定する基準（以下この号において「モデル共同住宅基準」という。）又は」を加え、同款非住宅建築物又は複合建築物に係る基準適合認定申請である場合の項中「全住戸が」を「全住戸がモデル住宅基準による場合、モデル共同住宅基準による場合又は」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

ア 性能向上計画の認定の申請に法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額（次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額）を加算した額とする。

(ア) 性能向上計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 性能向上計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

イ 法第29条第1項の規定に基づく認定の申請又は法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に係る性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該性能向上計画に記載された建築物ごとに建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部に定める区分に応じて算出した金額の合計額とする。

ウ 性能向上計画の認定及び法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請並びに基準適合認定申請にあつては、設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号に規定する方法により算出した場合の手数料算定に係る床面積の合計は、共用部分を除いた床面積の合計とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三田市手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。